

公 告  
(監査委員)

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、つくば  
みらい市 山田稔の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年6月14日

茨城県監査委員	白	田	信	夫
同	菊	池	敏	行
同	小	沼		均
同	齋	藤	良	彦

# 住民監査請求の監査結果

## 【目次】

第1	請求内容	1
1	請求書の受理	1
2	請求内容	1
第2	監査の実施	2
1	監査対象事項	2
2	監査対象機関	2
3	事務局職員による予備監査	3
4	監査委員による監査	3
第3	監査結果	3
1	監査によって確認した事項	3
2	監査対象機関の説明	4
第4	判断	5
1	損害賠償請求対象期間及び工事の妥当性について	5
2	県が損害賠償請求を行った金額の算定の妥当性について	6
3	結論	6

## 第1 請求内容

### 1 請求書の受理

#### (1) 請求書の受付

平成24年4月9日

請求書のほかに次の資料が提出された。

- ① 県調査委員会報告書
- ② 境土地改良5年間落札率
- ③ 境工事5年間落札率
- ④ 公取着手後落札率推移（境土地改良・境工事）

#### (2) 請求人

つくばみらい市

山田 稔

#### (3) 要件審査

平成24年5月1日、監査委員会議を開催し、本請求が地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか、審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

#### (4) 証拠の提出及び陳述の実施

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年5月15日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述により、主張する内容の補足説明を行った。

なお、新たな証拠として次の資料が当日提出された。

- ① 全国オンブズマン連絡会議調査、談合疑惑度調査資料
- ② 境土地改良落札率（5年間調査資料）＜データ視覚化グラフ＞
- ③ 境工事公取着手後予定価格及び落札価格・落札率推移＜視覚化データ＞
- ④ 境土地改良公取着手後落札率推移
- ⑤ 境工事公取着手後落札率推移

## 2 請求内容

請求人から提出された請求書、事実証明書及び陳述から、主張内容及び求める措置の内容を、次のとおり整理した。

## (1) 主張内容

- ・ 公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、県境工事事務所と境土地改良事務所における平成19年から22年の3年間の発注工事について談合があったと認定し、排除措置命令を発した。県は、排除措置命令を受けて設置された茨城県入札談合等関与行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）の報告を受けて、業者と関与した職員に損害賠償請求を行っているが、請求の対象とした期間及び工事が不十分である。
- ・ 両事務所の工事契約を見ると、公取委が調査に入る前の5年間の平均落札率は94～98ポイントであったが、談合破綻後は競争性が発揮されたことから、境土地改良事務所の落札率は約13ポイント、境工事事務所においては10～13ポイントそれぞれ下落している。それは、平成17年から平成22年9月まで両事務所が発注した工事において談合が行われたことを示しており、少なくとも総工事額の10%（15億6,558万円）が県民の損害として失われている。
- ・ 県知事は、容易に談合の詳細を知り得、証拠資料を入手し得る立場にあるのにその損害回復を怠っている。

## (2) 求める措置の内容

平成17年から平成22年9月まで、両事務所において談合が行われ、これにより15億6,558万円の損害が生じているため、全ての入札参加業者及び関与職員に返還請求するよう知事に勧告することを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求内容から監査対象事項を、次のとおり3点に整理した。

- (1) 県が損害賠償請求の対象とした期間の妥当性
- (2) 県が損害賠償請求の対象とした工事の妥当性
- (3) 県が損害賠償請求を行った金額の算定の妥当性

### 2 監査対象機関

総務部、農林水産部及び土木部の3部を監査対象とした。

なお、3部を対象とした理由については次のとおりである。

- ・ 総務部は、公取委の改善措置要求を受けて設置された調査委員会の事務局と

して調査に関わったため。

- ・ 農林水産部及び土木部は、入札談合等関与行為に関与した職員及び談合を行った落札業者や入札参加業者に対する損害賠償請求に関わったため。

### 3 事務局職員による予備監査

平成24年5月18日、監査委員事務局職員4名により、総務部、農林水産部及び土木部を対象に監査を実施し、以下の事項について監査調書を基に説明を受け、その結果を分析整理した。

なお、各部の対応者は次のとおりである。

- ・ 総務部（行政監察室）  
首席監察監，監察監
- ・ 農林水産部（農地整備課）  
副参事，技佐兼課長補佐（技術総括），課長補佐（総括），担当主査
- ・ 土木部（監理課）  
副参事，担当係長

- (1) 境土地改良事務所及び境工事事務所における工事発注状況
- (2) 損害賠償請求の対象期間，対象工事及び損害賠償請求額を判断した理由
- (3) その他参考となる事項

### 4 監査委員による監査

平成24年5月25日、監査委員4名により、総務部、農林水産部及び土木部を対象に各部長等の出席を求め監査を実施した。

## 第3 監査結果

### 1 監査によって確認した事項

- ・ 平成22年9月7日に、公取委が、独占禁止法違反の疑いで、農地局（農村計画課，農地整備課，農村環境課），境土地改良事務所，県西農林事務所及び境工事事務所の立入検査を実施した。
- ・ 平成23年8月4日に、公取委が、県職員による入札談合等関与行為が認められたとして、入札談合等関与行為防止法に基づき県に改善措置要求を行った。また、事業者に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令（命令期間：平成19年6月1日から平成22年9月7日まで）及び課徴金納付命令（命令期間：平成1

9年9月8日から平成22年9月7日まで)を行った。

- ・平成23年8月30日に、公取委からの改善措置要求に対して必要な調査を行うため、調査委員会を設置した。
- ・平成24年2月9日に、調査委員会が県に調査結果を報告した。(入札談合等関与行為を認め、改善措置の実施や業者・職員に対し損害賠償請求するよう求めた。)
- ・平成24年2月20日に、県が公取委に対し、調査報告書を提出した。(入札談合等関与行為を認め、改善措置内容を報告)
- ・平成24年3月6日に、県が談合に関与した業者及び職員に対し、総額11億4,800万円の損害賠償を請求した。

## 2 監査対象機関の説明

監査対象機関である、総務部、農林水産部及び土木部は、請求人が損害賠償請求の期間等が不十分であるとの主張に対して、おおむね次のように説明した。

### (1) 県が損害賠償請求の対象とした期間及び工事の選定経緯と根拠について

- ・賠償金の請求にあたっては、工事毎に談合行為があったことを立証する必要があるが、県の調査は公取委のように強制的な調査権限を持っていない任意の調査であり、調査の限界があったことから、工事毎に談合行為があったことを立証するまでの証拠は得られなかった。
- ・このため、県は公取委に対し、談合が行われた工事が特定できる資料の請求を行い、「事務所別、工種別、事業者別の課徴金算定対象物件一覧」の提供を受けた。
- ・損害賠償請求の対象工事の特定については、公取委から提供された資料の確認等必要な調査を行い、課徴金納付命令の期間である平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に、境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した土木一式工事等を談合が行われた工事として特定した。

### (2) 県が損害賠償請求額を契約額の15%とした理由と根拠について

- ・個別の契約にあって、独占禁止法違反として排除措置命令又は課徴金納付命令が確定すれば、請負代金額に対し15%の損害賠償金を請求できる「賠償の予定」の条項が建設工事請負契約書に設けられている。

また、課徴金対象工事に係る実損害額について、すべての工事について検証したところ、請負代金額に対し15%を超える工事はなかったため、同契約書の規

定どおり15%を請求した。

## 第4 判断

監査によって確認した事項及び監査対象機関の説明に基づき、次のように判断する。

### 1 損害賠償請求対象期間及び工事の妥当性について

請求人は、両事務所の工事契約について、公取委調査前の5年間の平均落札率は94～98ポイントであったものが、談合破綻後は競争性が発揮され10ポイント程度下落している点を指摘し、平均落札率の高さを談合の根拠としている。

一般的に、落札価格は、工事内容、景気動向、業者の規模や意欲等様々な要素により形成されるものであり、現在では、業者が事前公表された予定価格や労務単価等を基に精度の高い積算により、予定価格に近い金額で入札し、それにより落札することも十分ありうる。

また、公取委が課徴金を課した工事について検証したところ、同一業者で課徴金納付命令を受けている工事と受けていない工事があり、その落札率についても、98%を超える落札率で命令を受けていない工事がある一方、70%台の落札率で命令を受けている工事があるなどばらつきがあることから、談合行為は個々の工事について具体的な証拠を基に認定しており、落札率のみで判断しているものではないことが認められる。このことについては、裁判の判決においても、落札率が高いということから直ちに談合があったとはいえないなどと判示されているところである。

一方、請求人は、両事務所の過去5年間の平均落札率を示す資料を基に、この期間の工事はあたかもすべてに談合が存在するかのよう主張しているが、平均落札率から個々の工事の談合を認定する合理的根拠については、陳述の中でも説明がなく、それを裏付ける新たな証拠も提出されていない。

さらに、請求人は、公取委調査着手後の工事については、平均落札率が低下していることから、競争性が発揮されているとしているが、請求人が談合の存在を主張する過去5年間においても、この落札率を下回る工事は存在している。

以上のことから、平均落札率の高さを談合の根拠としている請求人の主張には理由がない。

次に、請求人は、県が損害賠償請求の対象とした期間（平成19年9月から平成

22年9月までの3年間)及び対象とした工事が不十分だとして、不正が行われていた平成17年から平成22年9月までに境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した工事について損害が発生しているため、すべての入札参加業者と関与した職員に対し、総工事額の10%を返還請求すべきであると主張している。

しかし、損害賠償請求するにあたっては、工事毎に談合行為があったことを立証する必要があり、強制的な調査権限を持たない県にあつては、任意の調査で談合行為を特定することは困難であったことから、損害賠償請求の対象とする期間及び工事を特定するにあたり、公取委に対し資料請求を行い、提供された資料の確認等必要な調査を行ったうえで、「平成19年9月8日から平成22年9月7日までの間に境土地改良事務所及び境工事事務所が発注した工事のうち、公取委の課徴金納付命令の対象など独占禁止法違反が明らかとなった工事」としたものであり、県の判断は妥当であると認められる。

## 2 県が損害賠償請求を行った金額の算定の妥当性について

県は損害賠償請求にあたり、課徴金対象工事に係る実損害額について検証し、請負代金額に対し15%を超える工事はないことを確認したうえで、請負工事契約書の規定に基づき15%を請求していることから、県の判断は妥当であると認められる。

## 3 結論

以上により、請求人の主張には理由がないものと判断されるので、これを棄却する。